

## 野々市市議会傍聴規則

野々市市議会傍聴規則（平成 17 年野々市町議会規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 130 条第 3 項の規定に基づき、野々市市議会の議場における傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分ける。

（傍聴券の交付）

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる傍聴券の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。

- (1) 一般席 一般傍聴券（別記様式第 1 号）
- (2) 報道関係者席 報道関係傍聴券（別記様式第 2 号）

（傍聴券の交付枚数）

第 4 条 傍聴券の交付枚数は、次のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、傍聴券の交付枚数を変更することができる。

- (1) 一般傍聴券 69 枚（うち車椅子席 4 枚）
- (2) 報道関係傍聴券 6 枚

2 議長は、第 6 条の規定により傍聴券の返還を受けたときは、当該返還を受けた傍聴券の枚数を超えない範囲内で、同種の傍聴券を追加して交付することができる。

（傍聴券の交付方法）

第 5 条 傍聴券の交付方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般傍聴券は、会議の当日に所定の場所で先着順により交付する。
- (2) 報道関係傍聴券は、会期ごとに有効期間を定めて交付する。

（傍聴券の返還）

第 6 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、これを返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第 7 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 8 条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 刃物、棒等他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
  - (3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) 拡声器や楽器の類を携帯している者
  - (5) 酒気を帯びている者
  - (6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否か質問することができる。
- 3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手や掛け声などにより批評したり、賛否の表明をしないこと。
- (2) 大声をあげる、大きな音を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器は電源を切る、又はマナーモードにする等音声を発しない状態にすること。
- (5) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において撮影し、又は録音してはならない。ただし、議長の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該者を退場させることができる。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

（表面）

第 号

一 般 傍 聴 券

年 月 日限り有効

野 々 市 市 議 会

（裏面）

傍聴される方へ

傍聴席では次の事項をお守りください。

- 1 議場における言論に対して、拍手や掛け声などにより批評したり、賛否の表明をしないこと。
- 2 大声をあげる、大きな音を発する等騒ぎ立てないこと。
- 3 飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器は電源を切る、又はマナーモードにする等音声を発しない状態にすること。
- 5 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 6 撮影、録音をしないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得ている場合を除く。
- 7 係員の指示に従うこと。

別記様式第2号（第3条関係）

（表面）

第 号

報 道 関 係 傍 聴 券

報道機関名

撮影許可の有無

録音許可の有無

年 月 日まで有効

野 々 市 市 議 会

（裏面）

傍聴される方へ

傍聴席では次の事項をお守りください。

- 1 議場における言論に対して、拍手や掛け声などにより批評したり、賛否の表明をしないこと。
- 2 大声をあげる、大きな音を発する等騒ぎ立てないこと。
- 3 飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器は電源を切る、又はマナーモードにする等音声を発しない状態にすること。
- 5 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 6 撮影、録音をしないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得ている場合を除く。
- 7 係員の指示に従うこと。